

斜里地区活性化計画

ほっかいどう しゃりちょう
北海道斜里町

平成22年6月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	斜里地区活性化計画
都道府県名	北海道
市町村名	斜里町
地区名(※1)	斜里地区
計画期間(※2)	平成22年度～平成24年度

目標 : (※3)
 「地域農産物(小麦)の販売量」を現在の47,673t(過去3ヶ年計)から55,354t(H22～H24計)に16.11%増加させることによって農家所得の向上と地域農業の経営安定化をはかり、都市に流出した後継者等を含むJターン者や経営悪化による離農に伴う離町の抑制を促し、生産体制(共同作業・収穫・施設運営の業務委託含む)の再構築と労働配分の平準化、域内他産業間の連携による雇用の創出などにより、農業者を中心とした転出入割合を現在の79.09%(H19～H21)から80.47%(H22～H24)に1.38%増加し、「地域内定住人口の確保」を目指す。

目標設定の考え方
地区の概要:
 斜里町は、北海道のオホーツク総合振興局管内の東部に位置し、北はオホーツク海に面する平坦地が広がり、南は斜里岳や海別岳の裾野に広がる斜里平野となっています。土壌は海岸線に分布する泥炭土と丘陵地帯に広がる火山灰土、中間の沖積土に分かれています。気象条件では、積雪量は少なく、融雪後の春には播種時期など生育初期に山岳から吹き下ろすフェーンによる強風の影響や、夏にはオホーツク海高気圧の影響を受けての低温を受けることがあります。平年では、日照時間は長く、降水量が800mm以下と少なく冷涼な気候から、寒冷地畑作物の栽培に適した地域であります。
 また、農用地面積は約10,000haあることから、この恵まれた自然条件・土地資源を活かして、大規模土地利用型農業の構築と農業機械の大型化及び共同利用等により、小麦・馬鈴薯・甜菜を中心とする畑作専業経営地帯となっています。経営規模の分布においては、25～35haの経営が最も多く全体の40%強を占めていますが、緑肥を取り入れた輪作体系の確立や、45ha迄の経営体を含め、青果物を取り入れた農業振興に力を入れてきており、一部肉牛経営を取り入れた複合経営が行われるなど、それぞれの経営規模、労働力に応じ営農がされており、農業の生産額は約100億円となっており、農業は本地区における重要な産業となっています。
 斜里町はこの「農業」と日本一の鮭の水揚げを誇る「水産業」、世界自然遺産「知床」を背景として発展する「観光」の三本柱を有する町であることから、係る事業が産業間の連携のもとに実施することで自然環境の保全と地域の活性化が期待できる地区である。

現状と課題
 現在の農家戸数は、300戸程で昭和59年に比べ220戸程減少している状況であり、農家戸数の減少が町全体の人口減少の要因の一つであるといえます。また、個別の生産額についても、規模拡大により向上したものの、機械化や離農者の農地引き受けなど生産費の上昇により、可処分所得は物価スライドを考慮すると25年前に比べ大きく好転している状況にはないといえます。
 このような状況を踏まえ、本町の農業は持続的発展を目指し、上述にある畑作物目を基幹としつつ、青果物を含め経営作物の多様化を図り、食料需給率向上に資する取組を行ってきているところです。
 畑作農業の基幹作物の一角を担う「小麦」は、2,775ha(平成21年産春・秋含む)の作付となっており、輪作体系上欠かす事の出来ない作物として位置づけ、特に春蒔き小麦においては414haが作付けされ、他の地区との差別化的特徴である、「ウインドロアによる天日干し2段階収穫方式」を採用し、域内でもこの特性を生かしたパン粉として地産地消もされており、重要な戦略的作物となっています。
 また、「小麦」においては、農家戸数の減少等に伴う規模拡大に対応した作物として、春先に集中する播種作業の分散が図られる事や、春先の風害対策についても有効な作物であることなど、経済作物以外の面においても重要な作物であり、現状の作付面積を大きく減少することは、本町農業の基盤が崩壊する事につながるものです。
 今後の畑作振興においては、現状の経営規模が更に拡大傾向にあることや、個別の経営体における可処分所得の増を図るため、それぞれの農業者が有する潜在能力を最大限生かした農業経営を創造するため、それぞれ経営者が付加価値を生み出す仕組みを構築していくことが重要です。
 更に、近年の農産物の需要の変化と多様化に伴い作物の高品質化と安全性が求められ、本町における農業の環境は大きく変化しています。農業の国際化と国内自給率の向上に迫られ、高品質で低コストな農産物を安定的に供給するために、農家経営の安定向上が必要となっている。そのためにも、自給率向上の重要品目となっている小麦の新品種(きたほなみ)への作付転換は、高品質・安定多収を実現するためには避けられないものとなっており、転換による作付拡大にあたり、乾燥調整保管施設の早期整備が課題となっています。

今後の展開方向等(※4)
 高品質で低コストな農産物を安定的に供給し、経営の安定化と体質強化を図るために、当該地域で生産される農産物の共同の貯蔵施設を整備することによって、当該作物の作付面積の拡大と販売量の増加を図る。具体的には、町内全域に作付されている「小麦」の生産体制全体を再構築し、乾燥調整施設の整備により品質の向上、作付面積の拡大、また、小麦の品種転換による増収分の受入を可能とする。

現在、小麦の収穫は、地域集団を形成し共同体制で施設搬入まで行っており、収穫期間は、農家のほとんどの労働力が小麦収穫に集中しなければならない状況になっており、他作物の管理や収穫を含め過剰労働となっていることから、畑作全体の生産体制を再構築する時期に来ている。

従って、今後の展開方向としては、

・現状行っている比較的定型的な共同作業を業務委託等へ移行する。

※この時期余剰となっている他業種の労働力を活用し、異業種によるコントラクター方式の導入

※作業委託することにより、技術を有する作物の管理作業を農業者が行え、後継者への技術伝承が効果的に行える。

・乾燥調整施設の運営等業務を含め、農業者の子弟が担っている現状から、一元的に運営管理出来る体制へ移行し、省力化効率化を図り町内の企業等へ業務委託する。

※小麦乾燥調整施設の稼働期間は、小麦収穫期から検査貯蔵まで二ヶ月程度有し、この期間組合員の子弟十数人が施設運営業務に従事しており、本来農業後継者として農業の技術継承を受けべきであるがその状況にない。

※施設業務を他の業種に委託する事により、本来の農業に従事する事が出来、畑作物目以外の青果物や和牛の育成など更なる経営の選択肢が増える事になる。

※現状小麦収穫の適期判断は、一定の基準に合致するか否かを各集団の責任者(収穫機の運行台数に対し1~2名)が長年の経験により圃場状況を目視により確認し行っているが、平成20年度より「リモートセンシング」を試験実施し、客観的データに基づき判断出来る仕組みの構築に向け体制を整備しており、この技術が導入されると収穫適期判断は農業経験をさほど必要とせず、他業種への業務委託も容易に出来る事となる。

・小麦収穫や施設運営などを業務委託し、農家の労働力が有効に配分される事により、経営作物や経営手段の選択肢が広がり、農業実習(体験交流)などの要望に応えられる体制が構築される。

※現状の畑作農業では、機械化が進み機械作業の技術がなければ、実習等の受入を行うことが出来ない。

これらの様に、現状の農業に係わる労務の見直しなど体制を整備することにより、農業者は、更に付加価値の高い作業を行い家族を含め得意分野を最大限引き出す事が可能となれば、更

以上要約すると、

①小麦は本町農業にとって、最重要な戦略作物であり作付・生産量を維持拡大していく。

②乾燥調整施設の整備によりはじめて、麦の品種転換による増収分の受入が可能となり、生産体制の再構築ができる。

③小麦の生産体制(収穫から乾燥調整作業含め)の再構築により、業務委託から他業種の遊休労働力を活用でき、農業者の労働配分平準化につなげる。

④農業者の労働配分平準化によって、更なる商品価値の高い作物の選択が可能となり農家所得の向上とともに、地域及び地区外からのJターン含め雇用の受け皿とする。

⑤栽培する作物のバリエーションの多彩さは、産地加工及び他産業との連携の幅を大きく広げ、通年雇用の職場を創出し、定住人口の確保につなげる。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
斜里町	斜里地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(乾燥調整貯蔵施設)【小麦】	斜里町農業協同組合	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域（※1）

斜里地区（北海道斜里町）	区域面積（※2）	73,701ha
区域設定の考え方（※3）		
①法第3条第1号関係： 当該区域の総面積73,701haの内農林地面積は69,241haで94%を占め、全就労者数7,377名のうち1,510名が農林漁業従事者で20.5%を占めており、農林漁業が重要な事業である地域といえる。		
②法第3条第2号関係： 当該区域の斜里町の直近の人口減少率（S60.3.31～H22.3.31の25年間）は（12,760人/15,635人）-1=▲18.4%となっている。また、直近の高齢化率（H22.3.31）では、北海道平均24.3%に対し、斜里町は26.8%となっている。 現在の農家戸数は、300戸程で昭和59年に比べ220戸程減少している状況であり、農家戸数の減少が町全体の定住人口減少の大きな要因の一つであるといえます。 斜里町の基本理念である「みどりと人間の調和を求めて」を追求するため、斜里町総合計画では「自然との共生」「活気に満ちた産業の振興」を目指しています。生産基盤の整備促進をはかる本事業の実施は、農家経済・地域経済の安定、輪作体系の保持、農村景観の保全に直接的に大きな効果があり、定住促進につながるものと判断します。		
③法第3条第3号関係： 当該区域は、市街地を形成している区域以外の地域である。		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別業にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

・区域内定住人口の確保 1.38%

町が住民基本台帳を基に作成している「住民基本台帳人口及び世帯一覧表」により、3月31日を基準日として定住人口の動態を調査し、達成状況の把握を行う。また、その結果の要因分析や本事業実施による効果等について検証する。設定した達成状況の評価については平成25年5月に行う。

・小麦の販売量増加率 16.11%

斜里町農業協同組合が毎年度作成し公表する決算資料により、斜里町農業協同組合の小麦の出荷実績を調査し、達成状況の把握を行う。また、その結果の要因分析や本事業実施による効果等について検証する。設定した達成状況の評価については平成25年5月に行う。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。

斜里町全図

斜里地区活性化計画区域

処理加工・集出荷貯蔵施設
(乾燥調整貯蔵施設)【小麦】

図例

境界線	...
町界線	...
市界線	...
道界線	...
国道	...
道	...
河川	...
湖沼	...
森林	...
耕地	...
住宅地	...
工業地	...
商業地	...
公園地	...
空地	...
河川	...
湖沼	...
森林	...
耕地	...
住宅地	...
工業地	...
商業地	...
公園地	...
空地	...

凡 例

記号	説明

斜里町役場

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
ほっかいどう しゃりちょう	
北海道 斜里町	平成22年度～平成24年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
経済部農務課	0152-23-3131	0152-23-4190	sh.nousei@town.shari.hokkaido.jp

【記入要領】

計画主体名

- ・市町村名にはふりがなをふること
- ・共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記載する。

計画期間

- ・計画期間は活性化計画の計画期間を記入すること。

連絡先

- ・共同計画の場合は行を追加し、全ての計画主体の連絡先を記入すること。

メールアドレス

- ・当該交付金に係る連絡に利用できるメールアドレスを記入すること。

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
定住人口の確保	1.38ポイントの増	計画期間内の転出入割合80.47%－計画期間前の転出入割合79.09%=1.38ポイント

事業活用活性化計画目標の設定根拠

町が住民基本台帳を基に作成している「住民基本台帳人口及び世帯一覧表」により、3月31日を基準日として定住人口の動態を調査し、達成状況の把握を行う。
現状については、町の住民基本台帳により地区内定住者人口を記載。目標数値の設定については、地区内の定住者人口の減少率の緩和であり、以下による推測値である。

H22年度の数値は、実績平均値をそのまま移行した。

H23以降の目標数値の、「転入」については実績平均値を据え置いた。「転出」については、町内の漁業の好調持続、農業での生計安定化による離農者の縮減と後継者育成、自然遺産後の急激な落ち込みからの復活が望まれる観光業、グループホームなど福祉職場の増、これら産業間の連携などによる雇用の創出などにより、転出者を各年10名ずつ減少させることを目標とした。

	現状			目標			
	転入	転出	転出入割合	転入	転出	転出入割合	
平成19年度	499人	674人	74.04%	平成22年度	482人	609人	79.15%
平成20年度	482人	624人	77.24%	平成23年度	482人	599人	80.47%
平成21年度	464人	529人	87.71%	平成24年度	482人	589人	81.83%
合計	1,445人	1,827人	79.09%	合計	1,446人	1,797人	80.47%

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
地域農産物の販売量の増加	小麦の販売量 16.11%増	計画期間内の小麦の目標 (H22~24) の販売量 55,354 t ÷ 現状(H18~21) の販売量 47,673 t × 100 - 100 = 16.11%

事業活用活性化計画目標の設定根拠

斜里町農業協同組合が毎年度作成し公表する決算資料により、斜里町農業協同組合の小麦の出荷実績を調査し、達成状況の把握を行う。

現状の販売量：秋まき小麦については、H20年産について降雹被害があったことから集計から除外し、H18年産を加えた。

目標の販売量：ホクシン・春よ恋については、過去5中3年の平均販売反収から目標反収を設定し、H22~24の作付計画に対して乗じ販売量を求めた。きたほなみについては、オホーツク（網走）管内においては、ホクシンより収量が20%程度多収であることから、前述のホクシンの平均販売反収の20%増しとして目標反収を設定し、H22~24の作付計画に対して乗じ販売量を求めた。

〈販売量の増加整理表〉小麦の販売量

*平成20年度は降雹被害があったため、秋まき小麦については平成18年度の販売量を用いて現況を算出した。

品種	現況H18～21				合計販売量
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
ホクシン	14,466	14,385	12,839	12,468	41,319
きたほなみ				1,108	1,108
春よ恋	1,719	1,857	1,829	1,560	5,246
合計	16,185	16,242	14,668	15,136	47,673

品種	作付面積				目標年度までの期間面積					目標までの期間の販売量				増加量
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計販売量	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計販売量		
ホクシン	2,200	1,638			623	10,205		10,205				10,205		
きたほなみ	161	703	2,261	2,261	748	5,258	16,912	16,912				39,082		
春よ恋	414	427	465	465	447	1,909	2,079	2,079				6,067		
合計	2,775	2,768	2,726	2,726		17,372	18,991	18,991				55,354		16.11%

【記入要領】

事業活用活性化計画目標

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・事業活用活性化計画目標の項目は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の別紙に掲げる項目から選択するものとする。
- ・事業活用活性化計画目標の記載にあたっては「事業活用活性化計画目標の設定について」により記入すること。

II 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望 額 (千円)	交付額 算定交 付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
乾燥調製貯蔵施設	斜里地区	共同乾燥施設 建設工事 荷受設備 貯留設備 乾燥設備 搬送設備 調整設備 集塵設備 付帯設備 電気設備 貯蔵施設 建築工事 サイロ施設 電気設備 集塵設備 搬送設備 計量棟設備 建築工事 自主検査機	50t/h×2 40t/h×1 60t×5基 24t 40t 一式 BMR 10台 一式 一式 一式 サイロ基礎 500t×7基 一式 一式 一式 600口	H22	斜里町農業 協同組合	1,730,321	865,160	1/2	865,160	<p>施設整備により、小麦の新品種の受け入れを可能とし「地域農産物(小麦)の販売量」の増加させることにより、農家所得の向上と地域農業の経営安定化をはかり、都市に流出した後継者等を含むJターン者や経営悪化による離農に伴う離町の抑制を促すことができる。</p> <p>また、施設整備による、生産体制(共同作業・収穫・施設運営の業務委託含む)の再構築と労働配分の平準化、域内他産業間の連携による雇用の創出効果などにより、農業者を中心とした「地域内定住人口の確保」を図ることができる。</p> <p>①小麦は最重要な戦略作物→作付・生産量を維持拡大 ②乾燥調整施設の整備→麦の品種転換増収分受入可能 →生産体制の再構築が可能 ③生産体制再構築→業務委託から他業種の遊休労働力活用 →農業者の労働配分平準化 ④農業者の労働配分平準化→更なる高商品価値作物の展開 →農家所得の向上、地域内外からの雇用の受け皿 ⑤栽培する作物のバリエーションの多彩さ→産地加工の拡大 →他産業との連携・付加価値化の幅を広げる →通年雇用の職場を創出し、定住人口の確保</p>
合 計										

【記入要領】

- 必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- 創意工夫発揮事業である場合は、事業内容の欄に一体として行う事業メニュー名及び一体的に行う必要性について併せて記載すること。
- 事業メニューには、実施要領の別表の事業メニュー名を記入すること。
- 地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
- 事業内容は、整備しようとする具体的な施設の内容を記載すること。
- 事業規模は、施設毎の棟数と床面積、農道や森林管理道等の場合は地区名と延長など、それぞれの事業内容に応じた事業規模を記載すること。
- 実施期間は、原則として3年以内とすること。
- 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性は、これら目標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。

IV 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画

Table with columns for project details (事業別内容, 事業活用活性化計画目標) and overall summary (全体計画). The table includes fields for year (年度), prefecture (都道府県), town (市町村), plan number (計画番号), and various financial and implementation metrics. A specific entry for '乾燥調整貯蔵施設' (Drying/Adjustment/Storage Facility) is highlighted with detailed implementation information.

